

第2章 特掲診療料 第3部 検査
 第3節 生体検査料 (ラジオアイソトープを用いた諸検査)

算定方法	告示	通則							
		区分番号D292及びD293に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号D294に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。							
算定方法	告示	D292 体外からの計測によらない諸検査							
		<table border="0"> <tr> <td>1 循環血液量測定、血漿量測定</td> <td style="text-align: right;">480点</td> </tr> <tr> <td>2 血球量測定</td> <td style="text-align: right;">800点</td> </tr> <tr> <td>3 吸収機能検査、赤血球寿命測定</td> <td style="text-align: right;">1,550点</td> </tr> <tr> <td>4 造血機能検査、血小板寿命測定</td> <td style="text-align: right;">2,600点</td> </tr> </table> <p>注1 同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D292若しくはD293に掲げる検査又は区分番号E100からE101-4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。 2 検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連として1回の算定とする。 3 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。</p>	1 循環血液量測定、血漿量測定	480点	2 血球量測定	800点	3 吸収機能検査、赤血球寿命測定	1,550点	4 造血機能検査、血小板寿命測定
1 循環血液量測定、血漿量測定	480点								
2 血球量測定	800点								
3 吸収機能検査、赤血球寿命測定	1,550点								
4 造血機能検査、血小板寿命測定	2,600点								
算定方法	告示	D293 シンチグラム(画像を伴わないもの)							
		<table border="0"> <tr> <td>1 甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)</td> <td style="text-align: right;">365点</td> </tr> <tr> <td>2 レノグラム、肝血流量(ヘパトグラム)</td> <td style="text-align: right;">575点</td> </tr> </table> <p>注 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。</p>	1 甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)	365点	2 レノグラム、肝血流量(ヘパトグラム)	575点			
1 甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)	365点								
2 レノグラム、肝血流量(ヘパトグラム)	575点								
算定方法	告示	D294 ラジオアイソトープ検査判断料							
		110点							
		注 ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。							